

緊急事態措置延長に伴う対策（概要）

1 緊急事態措置の延長期間

5 / 1 2 (水) ～ 5 / 3 1 (月) [3週間]

2 飲食店等への要請の継続

現行の要請内容の継続に加え、酒類持ち込み禁止を要請

(現行要請の継続)

- ・酒類及びカラオケ設備の提供の禁止。提供する飲食店等への休業要請
- ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への営業時間短縮を要請（20時まで）

(追加要請)

- ・飲食店等への酒類の持ち込み禁止の要請

3 施設の使用制限の緩和

(1) 多数利用施設(床面積 1,000 m²超)

○県独自に次の対策を実施

- ・土日の休業を要請

(但し、運動施設、博物館・美術館を除く(19時まで)
[イベント関連施設との均衡])

- ・平日 20 時[国要請]→19 時までの営業時間短縮の働きかけ

○入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を働きかけ

※1,000 m²以下の施設に対しても、入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止、20 時までの営業時間短縮を働きかけ

(2) イベント関連施設（施設規模は問わない）

- ・現行の無観客開催の要請は行わない。
- ・イベントの開催制限を適用
「5,000 人かつ収容率 50%以内」
21 時までの営業時間短縮を要請
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を働きかけ

4 イベントの開催制限

- ・人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保することを要請
- ・21 時までの営業時間短縮を要請